

令和 8 年 1 月 2 5 日執行予定

嬉野市長選挙
嬉野市議会議員選挙

候補者の手引

(立候補の届出手続等について)

嬉野市選挙管理委員会

嬉野市選挙管理委員会事務局

〔嬉野市役所塩田庁舎 2 階総務・防災課内〕

電話：0954-66-3111（代表）

0954-66-9111（総務・防災課直通）

FAX：0954-66-3119

はじめに

この手引は、令和8年1月25日執行予定の嬉野市長選挙及び嬉野市議会議員選挙における立候補の届出手続き等について説明したものです。

「候補者届出書」や添付書類の誤った記載があったり、添付書類に不足があったりすると届出は受理されません。また、誤った記載のまま受理されてしまうと後で無効になるおそれもありますので、間違いないように手続をしてください。

選挙運動及び選挙運動費用については、その概要を説明するにとどめていますので、これらについては選挙制度研究会編「地方選挙の手引 令和7年」を参照してください。

《凡例》

根拠法令の表現については、次の表現によります。

法	…	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	…	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規	…	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
自治法	…	地方自治法（昭和22年法律67号）

根拠法令の表現は、次の例によります。

(例)	法	164の8	③	-5
	略語	条	項	号

【届出書類等を作成するにあたっての注意事項】

【押印義務の見直し】

これまで届出書類等を受理するに当たって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていましたが、その義務付けを廃止しました。

氏名欄の書き方については署名押印を廃止し、「署名のみ」とします。

目次

第1 主要日程	1
第2 候補者としての資格	2
第3 立候補の届出手続	4
1 選挙に関する諸届出等の時間	4
2 選挙長及び嬉野市選挙管理委員会委員長の氏名	4
3 立候補者届出書の受付日時及び場所	4
4 届出の方法	4
5 届出の受付順序	4
6 届出のときに必要な書類	5
第4 『候補者届出書』等の記載要領	7
I 本人届出の場合	7
II 推薦届出の場合	12
第5 交付物件等	14
第6 選挙公営について	15
1 選挙運動用ポスターの掲示	15
2 選挙公報	16
3 選挙運動用ビラの頒布	18
第7 事前審査	20
第8 文書図画による選挙運動一覧表	21
第9 選挙運動費用の主な制限	22

第1 主要日程

月日	曜	事項
11/13	木	<ul style="list-style-type: none">立候補届出事務説明会 [午後2時～午後4時 嬉野市中央公民館 2階大集会室]
12/25	木	<ul style="list-style-type: none">立候補届出書類等事前審査 [午後1時～午後5時 嬉野市役所塩田庁舎 3階3-2会議室]
1/9	金	<ul style="list-style-type: none">届出書類・選挙公報掲載原稿等 事前審査完了目標日
告示日		
1/18	日	<ul style="list-style-type: none">選挙期日の告示、選挙運動費用の制限額の告示立候補の届出、選挙公報掲載申請 [午前8時30分～午前11時 嬉野市中央公民館 2階大集会室][午前11時～午後5時 嬉野市役所塩田庁舎2階 嬉野市選挙管理委員会事務局]公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始選挙運動開始 [立候補届出後]
1/19	月	<ul style="list-style-type: none">期日前投票及び不在者投票開始
1/20	火	<ul style="list-style-type: none">公営施設使用の個人演説会開始
1/22	木	<ul style="list-style-type: none">選挙立会人届出期限 [午後5時まで]選挙立会人選定くじの実施 [午後5時以降]※くじを実施する必要が生じた場合のみ。公営施設使用の個人演説会開催申出の受付期限
1/24	土	<ul style="list-style-type: none">期日前投票及び不在者投票最終日選挙運動最終日
選挙期日		
1/25	日	<ul style="list-style-type: none">投票 [午前7時～午後6時 12投票所]選挙会（開票） [午後8時～ 嬉野市中央体育館 U-Spo メインアリーナ]
1/26	月	<ul style="list-style-type: none">当選の告知及び告示当選証書付与式 [午前11時～ 嬉野市役所塩田庁舎3-2会議室]
2/8	日	<ul style="list-style-type: none">選挙の効力に関する異議の申出期限
2/9	月	<ul style="list-style-type: none">当選の効力に関する異議の申出期限※当選の告示の日翌日を1日目として14日以内選挙運動費用収支報告書（1回目）提出期限
<ul style="list-style-type: none">供託証明書返還開始		

第2 候補者としての資格

1 被選挙権があること（法3・10・11・11の2・252）

- (1) 市長選挙 日本国民であり、令和8年1月25日時点で年齢満25歳以上の者
- (2) 市議会議員選挙 日本国民であり。令和8年1月25日時点で嬉野市に3か月以上住所を有し、年齢が満25歳以上の者
- (3) (1)・(2)共通 次の欠格事項に該当しない者

欠格事項

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く。)
- ③ 公職のある間に犯した収賄罪等又は公職あっせん利得の罪により刑に処せられ、実刑期間とその後の10年を経過しない者、その刑の執行の免除を受けた日から10年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙犯罪により禁固以上の刑に処せられ執行猶予中の者及び被選挙権停止中の者
- ⑤ 政治資金規正法違反により同法第28条の規定により被選挙権停止中の者

2 重複立候補の禁止（法87）

この選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙の公職の候補者となることはできません。

3 連座制による立候補者の制限（法251の2・251の3）

総括主催者、出納責任者、地域主宰者、候補者又は立候補予定者の親族、秘書、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯し、一定以上の罪に処せられた場合は、連座により、候補者の当選が無効となるとともに、連座裁判確定等の時から5年間、同じ選挙で同一の選挙区から立候補できないことがあります。

4 選挙事務関係者及び立候補制限のある公務員でないこと（法 88・89・令 90）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で候補者となることができません。また、国家公務員又は地方公務員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補すれば、直ちにその公務員を辞したものとみなされます。

5 その他留意事項

（1）議員、市長の兼職禁止（自治法 92 条・141 条）

議員及び市長は、国会議員、他の地方公共団体の議員（市長の場合は自身が属する地方公共団体含む）、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員を兼ねることができません。

（2）議員、市長の兼業禁止（自治法 92 条の 2・142 条・法 104 条）

議員及び市長は当該地方公共団体と請負関係にある業に従事することができます。請負等の関係を有する者は、当選の告知を受けた日から 5 日以内に当該関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失うことになります。

「請負等の関係を有する者」とは、

市長の場合 … 地方自治法第 142 条（請負人等となることの禁止）

市議会議員の場合 … 地方自治法第 92 条の 2（関係私企業への就職の制限）

（3）政治倫理基準の遵守

市長及び市議会議員になると、嬉野市政治倫理条例（平成 21 年条例第 15 号）に規定される政治倫理基準及び市工事等に関する遵守事項を遵守しなければいけません。

第3 立候補の届出手続

1 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出は、すべて午前8時30分から午後5時までの間に行わなければなりません。(法第270条①)また、これらの届出の効力は到達主義を採用しますので、前述の時間内に届かなければなりませんのでご注意ください。

2 選挙長及び嬉野市選挙管理委員会委員長の氏名

選挙長 光武英文

嬉野市選挙管理委員会委員長 光武英文

3 立候補者届出書の受付日時及び場所

(1) 受付日 令和8年1月18日（日）※1日限り

(2) 受付時間及び受付場所

・午前8時30分～午前11時 嬉野市中央公民館2階 大集会室（塩田町）

・午前11時～午後5時 嬉野市役所塩田庁舎2階嬉野市選挙管理委員会事務局

4 届出の方法

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の2通りがありますが、いずれの場合も郵便による届出はできません。本人又は代理人が直接届出を行ってください。なお、代理人が届出を行う場合は、立候補しようとする者が発行する「代理人証明書」の提出が必要となります。

5 届出の受付順序

当日の受付順序は、次の方法により決定します。

(1) 午前8時30分までに来庁した届出者について

① 立候補受付のくじを引く順序を決めるくじ（予備くじ）

予備くじは、受付場所への到着順に引きます。

② 立候補の受付順序を決めるくじ

①の予備くじでくじを引く順序が決まつたら、その順序で立候補の受付順序を決めるくじを引きます。

③ ②によって決まった受付順序で、立候補の受付をします。

(2) 午前8時30分以降来庁した届出者について

受付場所への到着順に、順次立候補の受付をします。

6 届出のときに必要な書類

I 本人届出の場合

1 候補者届出書（本人届出）	
2 添付書類	
(1) 供託証明書（供託書）	
(2) 宣誓書	
(3) 所属党派証明書（※無所属の場合は不要）	
(4) 戸籍抄本及び住民票抄本	
(5) 通称認定申請書（※通称を使用しない場合は不要）	
(6) 立候補の届出代理人証明書（※候補者が自ら届け出る場合は不要）	
3 立候補の届出に伴う諸届出	
(1) 選挙立会人となるべき者の届出書	
(2) 選挙公報掲載申請書	
(3) 出納責任者届	
(4) 選挙事務所設置届	
(5) 事務員届出書	
(6) 公営施設使用の個人演説会開催申出書	
4 公費負担関係書類	

※候補者が必要に応じて提出する書類は灰色で塗りつぶしています。

II 推薦届出の場合

1 候補者届出書（推薦届出）	
2 添付書類	
(1) 候補者推薦届出承諾書	
(2) 選挙人名簿登録証明書【推薦届出者分】	
(3) 供託証明書（供託書）【推薦届出者分】	
(4) 宣誓書	
(5) 所属党派証明書（※無所属の場合は不要）	
(6) 戸籍抄本及び住民票抄本	
(7) 通称認定申請書（※通称を使用しない場合は不要）	
(8) 立候補の届出代理人証明書（※推薦届出者が自ら届け出る場合は不要）	
3 立候補の届出に伴う諸届出	
(1) 選挙立会人となるべき者の届出書	
(2) 選挙公報掲載申請書	
(3-1) 出納責任者届	
(3-2) 出納責任者選任承諾書	
(3-3) 推荐届出代表者証明書（※推薦届出者が2名以上のとき）	
(4-1) 選挙事務所設置届	
(4-2) 選挙事務所設置（異動）承諾書	
(4-3) 推荐届出代表者証明書（※推薦届出者が2名以上のとき）	
(5) 事務員届出書	
(6) 公営施設使用の個人演説会開催申出書	
4 公費負担関係書類	

※候補者が必要に応じて提出する書類は灰色で塗りつぶしています。

第4 『候補者届出書』等の記載要領

候補者届出書等の記載にあたっては、次の記載要領とともに別添の『候補者届出書等の記載例』を参考にし、楷書で正確に記載してください。

押印の場合は、すべて共通の印鑑を使用してください。

記載事項を訂正する場合は、二本線で消してその上に押印してください。修正液・修正テープ等は使用しないでください。

(注) 届出の際は、候補者届出書等に押印した印鑑をご持参ください。

I 本人届出の場合

1 候補者届出書（本人届出）

① 候補者欄及び性別欄

a) 戸籍に記載されている氏名を正確に記載してください。

※通称を使用する場合でも、戸籍名で記載してください。

※戸籍の氏名に対応する「常用漢字表」及び「人名漢字別表」に記載されている文字を使用することは差し支えありません。

【例】 濱 → 浜　　國 → 国　　廣 → 広　　榮 → 栄　　高 → 高
　　實 → 実　　斎 → 齋　　嶋 → 島　　澤 → 沢

b) ふりがなは、「ひらがな」で記載してください。

c) 性別の欄は該当する方に○を付けてください。

② 本籍欄及び住所欄

戸籍謄（抄）本の本籍、住民票に記載されるとおり省略をせず大字、番地、地番まで正確に記載してください。

※「○○番地○」、「一丁目△番△号」等の表記を、「○○-○」、「1-△-△」と省略しないでください。

③ 生年月日欄

- a) 元号を用いてください。
- b) 満年齢は、選挙期日（令和 年 月 日）現在の満年齢を記載してください。

④ 党派欄

- a) 政党等に所属し、所属党派証明書を添付される方は、その政党等の名称を記載してください。2以上の政党等に所属するときは、いずれか1つの政党等の名称を記載してください。
- b) 所属党派証明書を有しない場合は、「無所属」と記載してください。

⑤ 職業欄

主な職業を1つ具体的に記載してください。

【例】嬉野市議会議員、株式会社〇〇社員、農業 等

※地方自治法第92条、141条（議員、市長の兼職禁止）にある方はその職をご記入ください。

※地方自治法第92条の2、142条に規定する地方公共団体（嬉野市）と請負関係にある方は、その旨を記載してください。

⑥ 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを1つ記載することができます。

⑦ 添付書類欄

添付した書類の該当する番号に○をつけてください。

2 添付書類

（1） 供託証明書（供託書）

事前に法務局で手続のうえ、必ず原本を提出してください。供託書の記載においては、住所は県名から番地まで、氏名は戸籍に記載された氏名を正確に記載してください。

- ① 供託者 候補者本人
- ② 供託金額 市長選挙 100万円

市議会議員選挙 30万円

③ 供託手続 佐賀地方法務局武雄支局作成資料をご参照ください。

(2) 宣誓書

選挙権及び被選挙権があること、他の選挙との重複立候補者でないこと及び候補者となることができない者でないことを宣誓するものです。必ず提出してください。

(3) 所属党派証明書

『候補者届出書』に記載された政党等に所属していることを証明するため、所属党派証明書の提出が必要です。

※無所属として立候補する場合は、提出不要です。

(4) 戸籍抄本及び住民票抄本

3か月以内のものを提出してください。

(5) 通称認定申請書

通称とは、本名（戸籍名）に代えて、本名以外の呼称で広く通用しているものであり、認定されますと、新聞広告及び選挙公報を作成する際には通称を使用しなければなりません。

また、立候補届出等の告示、投票記載所の氏名等の掲示が通称で記載されます。

通称を使用、又は記載されることを希望される場合は、立候補の届出と同時に申請してください。なお、戸籍名をかな書きとする内容の申請であれば資料添付の必要はありませんが、本名（戸籍名）によらず、他の氏名の使用又は記載を希望される場合には、当該呼称が広く通用していることを証する資料（手紙、名刺等）を添付してください。

(6) 立候補の届出代理人証明書

第三者が候補者に代わって候補者届出書を提出する場合は、必ず提出してください。

3 立候補の届出に伴う諸届出

次の届出についても、なるべく立候補の届出と同時に届け出てください。

(1) 選挙立会人となるべき者の届出書

届出をしようとする候補者は、選挙立会人 1 人を本人の承諾を得たうえで定めて、選挙期日 3 日前（1 月 22 日）の午後 5 時までに届け出てください。

なお、選挙立会人は嬉野市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。選挙立会人の総数は 10 人以内と定められており、届け出をされた候補者が 10 人を超えるときは、1 月 22 日（午後 5 時以降）に選挙長が行うくじにより決定します。

また、同一の政党等に属する候補者の届出にかかる選挙立会人は 2 人までに制限されています。

(2) 選挙公報掲載申請書

選挙公報に掲載を受けようとする候補者は、立候補届出の日（1 月 18 日）午後 5 時までに、紙もしくは電磁的記録による掲載文 2 通及び写真（電磁的記録による掲載文提出の場合は写真画像）2 部を添付して申請してください。

また、一度申請された掲載文の撤回又は修正についても、立候補届出の日（1 月 18 日）午後 5 時までの申請となります。

※詳細は 14~16 ページを参照してください。

(3) 出納責任者届

選挙運動に関する金銭等の収入支出は、候補者の選任した出納責任者がすべてを取り扱うことになりますので、立候補の届出と同時に届け出てください。候補者自身が出納責任者になつても構いません。

上記届出後、出納責任者に異動があったときは、直ちに届け出てください。解任又は辞任による異動の場合は、そのことを証する書面を添付してください。

出納責任者が事故等により欠けた時は、候補者（推薦届出の場合は推薦届出者）がその職務を代行する場合、又は職務の代行をやめる場合も、選管へ直ちに届け出てください。

(4) 選挙事務所設置届

選挙事務所は候補者一人につき 1 か所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設

置することができます。また、選挙事務所を異動（移転又は廃止）することもできますが一日一回に限られています。

選挙事務所を設置した場合、又は選挙事務所を移転もしくは廃止した場合には、直ちに届け出てください。なお、選挙の当日、投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）に選挙事務所がある場合は、閉鎖しなければなりません。

(5) 選挙運動中報酬を支給する者の届出書

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、事前に届け出た者に限り報酬を支給することができますので、立候補の届出と同時に届け出てください。人数等の制限については次のとおりです。

① 1日あたりの上限人数（事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の合計）

市長選挙 … 12人 市議会議員選挙 … 9人

② 立候補届出日から選挙期日の前日までの7日間の述べ人数上限

市長選挙 … 84人（但し、異なる者の総数は60人）

市議会議員選挙 … 63人（但し、異なる者の総数は45人）

なお、統括主宰者、出納責任者等選挙運動の中心的存在である者、労務者及び親族等は事務員に含まれません。また、満18歳未満の者を使用することはできません。

(6) 公営施設使用の個人演説会開催申出書

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催したい日の前々日午後5時までに、文書により選管へ申し出をしなければなりません。

※同一の施設については、同時に2以上の開催申し出をし、又は既に申し出た日を経過しない間は新たな申し出はできません。

※同一施設ごとに、一回のみ無料です。また、使用時間は、準備及び後片付けも含めて一回につき5時間以内となります。

4 公費負担関係書類

選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けようとする候補者の方は公費負担の手続きに関する書類のご提出をお願いします。なお、提出する書類については、別冊の『公費負担の手引き』をご参照ください。

II 推薦届出の場合

1 候補者届出書（推薦届出）

嬉野市の選挙人名簿に登録された者（数に制限はない）が、他人を推薦し候補者にしようとするとときに提出するものです。枠内の記載要領は、本人届出書と同じです。

※推薦届出者欄には、すべての推薦届出者の住所、氏名、生年月日を記載し、押印してください。

2 添付書類

（1） 候補者推薦届出承諾書

候補者となる者が推薦による届出を承諾した旨の書面を添付することが必要となります。

※推薦届出者が2人以上ある時は、それぞれの推薦届出者について承諾書が必要です。

（2） 選挙人名簿登録証明書

すべての推薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要ですので、事前に選管へ請求し、受領しておいてください。

※交付申請書の様式は、『候補者届出用紙』の中に入っています。

（3） 供託証明書

事前に法務局で手続のうえ、必ず原本を提出してください。供託書の記載においては、住所は県名から番地まで、氏名は戸籍に記載された氏名を正確に記載してください。

① 供託者 **推薦届出者** 推荐届出者が2人以上あるときは、その中の1人の名義であっても差し支えありません。

② 供託金額 、③ 供託手続 については本人届出の場合と同様です。

（4） 宣誓書（9ページ参照）

（5） 所属党派証明書（9ページ参照）

（6） 戸籍抄本及び住民票抄本（9ページ参照）

（7） 通称認定申請書（9ページ参照）

（8） 立候補の届出代理人証明書（9ページ参照）

(4)～(8)は本人届出の場合と同様になります。

3 立候補の届出に伴う諸届出

- (1) **選挙立会人となるべき者の届出書** (10ページ参照)
- (2) **選挙公報掲載申請書** (10ページ参照)
- (3) **出納責任者届** (10ページ参照)

推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任に関して候補者が承諾した旨の承諾書を添付しなければなりません。なお、推薦届出者が2人以上ある時は、『推薦届出代表者証明書』(届出者がその代表者であることの証明書)を添付して届け出してください。

- (4) **選挙事務所設置届** (10、11ページ参照)

設置者が推薦届出者であるときは、選挙事務所を設置(異動)することを候補者が承諾した旨の承諾書を添付しなければなりません。なお、推薦届出者が2人以上ある時は、『推薦届出代表者証明書』(届出者がその代表者であることの証明書)を添付して届け出してください。

- (5) **選挙運動中報酬を支給する者の届出書** (11ページ参照)
- (6) **公営施設使用の個人演説会開催申出書** (11ページ参照)

4 公費負担関係書類 (11ページ参照)

第5 交付物件等

立候補の届出が受理されたら、直ちに次の諸物件、証明書等を交付いたします。
これらは、紛失しないよう取扱いに十分注意してください。また勝手に譲渡することはできません。

交付物件の名称	数量	使用方法等
供託証明書預り証	1	供託証明書が返還されるまで（ / 以降返還予定）保管しておいてください。
選挙運動用 通常葉書差出票	(市長) 40 (市議) 10	選挙運動用通常葉書を郵送される場合に、日本郵便株式会社武雄郵便局へ提出してください。 [1枚につき200通分]
候補者用通常葉書 使用証明書	1	上記差出票とともに提出してください。 ※郵便料は無料です。
新聞広告 掲載証明書	2	広告文の原稿を添えて、掲載を希望する新聞社に提出してください。[2回まで掲載できます。]
選挙運動用自動車 表示物（布）	1	選挙運動用自動車の前面に取り付けてください。 ※小型貨物自動車は使用できません。
選挙運動用拡声機 表示物（布）	1	選挙運動用拡声機に取り付けてください。 ※個人演説会の開催会場では、別に拡声機を1つ使用できます。
街頭演説用標旗	1	街頭演説会場では、必ず掲げてください。
運動員腕章	11	街頭演説会場で選挙運動に従事する運動員（15人以内）は必ず着用してください。
乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗る運動員（4人以内）は必ず着用してください。（候補者、運転手は着用不要。） ※運動員用腕章としても使用できます。
選挙運動用 ビラ証紙	(市長) 16000 (市議) 4000	選挙運動用ビラに貼ってください。[2種類以内] ※交付申請された場合のみ交付します。 ※数量は上限になります。

第6 選挙公営について

1 選挙運動用ポスターの掲示

(1) 規格、数量

① ポスターの大きさ

長さ42cm、幅40cm以内のもの。

② 掲示できるポスターの数

101枚（ポスター掲示場の設置総数と同数）

(2) 記載内容等

- ① 候補者の氏名を、有権者が見やすいように記載しなければなりません。
- ② 品位を損なう内容、虚偽の事項、利害誘導、名誉棄損にわたるような内容を記載した場合は罰せられることがあります。
- ③ ポスターには、必ずその表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を印刷または記載しなければなりません。
- ④ 証紙を貼ったり、検印を受けたりする必要はありません。

(3) 掲示場所

ポスターは、ポスター掲示場の立候補届出受理番号（選挙長の受理順）と同じ区画に1枚のみ掲示できます。

なお、届出受理番号以外の番号の区画に掲示すると違反になりますので注意してください。

(4) 注意事項

- ① 立候補の届出が受理されてから掲示してください。
- ② 風、雨等を考慮し、はがれたり落ちたりしないように掲示してください。
- ③ 汚れたり、破れたりしたポスターは、張り替えることができますが、選挙当日の貼り替えはできません。
- ④ 一番上の区画に掲示する候補者は、掲示する区画の位置が高いため、脚立を準備しておいたほうがよい場合があります。

2 選挙公報

(1) 掲載申請

必ず本人又はその代理人により、次の①又は②の書類を添えて申請してください。

掲載内容には制約がありますので、事前審査を受けてください。なお、提出原稿等は、

撤回（修正）を除き、お返しいたしません。

① 紙媒体の場合

○ 選挙公報掲載申請書

○ 掲載文原稿（白黒） 正副2通

○ 候補者の写真（白黒） 正副2通

・3か月以内に撮影した候補者のみの無帽、正面向き、上半身の手札型

（縦10cm 横7cm）の白黒に限ります。

・写真の裏面に候補者の氏名を記載してください。

・写真は、原稿用紙に貼り付けないでください。

② 電磁的記録の場合

○ 選挙公報掲載申請書

○ 選挙公報掲載原稿及び候補者の写真を記録した電子データ 正副2式

・電子データの形式はPDF/X1a（アウトライン化されたPDFファイル）でCD-ROMに保存し提出してください。

・解像度はグレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨いたします。

・候補者の写真画像は3か月以内に撮影した候補者のみの無帽、正面向き、上半身の手札型（縦10cm、横7cm）の白黒に限ります。

※候補者の写真画像については、選挙公報掲載原稿に写真画像を埋め込むこととし、その上でPDFファイルとして出力した電子データを提出してください。

・ファイルのタイトルは次の例により設定してください。

「例：R 8市議 嬉野太郎 選挙公報原稿及び写真（正）.pdf」

○ 上記電子データから印刷出力した掲載原稿 正副2枚

(2) 掲載の撤回（修正）

一度申請された掲載文の撤回（修正）についても、立候補届出の日（1月18日）午後5時までに、必ず本人又はその代理人によって申請する必要があります。

なお、修正申請の場合は、修正した掲載文原稿(全部書き改めて)2式を添付してください。（写真を取り換えようとするときは、新たな写真2枚を添付してください。）

電子データの際は、「修正後」であることが分かるように、次の例によりファイル名を設定し、修正版を正副2式提出してください。

「例：R 8 市議 嬉野太郎 選挙公報原稿及び写真（○月○日修正）. pdf」

(3) 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、立候補届出の日に選管において行うくじにより決定します。

(4) 作成要領

① 原稿用紙

a) 必ず選管が交付（提供）した原稿用紙を用いてください。

※再交付を求めるときは、選管まで申し出てください。

b) 紙媒体は折り目やしみをつけないよう、電子データはデータの破損などしないよう、それぞれ取扱いに注意してください。

② 記載方法

a) 原稿用紙の枠内に無彩色により明瞭に記載してください。

b) 紙媒体で記載した文字等を一部書き直したいとき、又は削除したいときは、白紙又は余分の原稿用紙の一部を切り取ったものを貼って訂正してください。

c) 電子データの場合は、選管が交付（提供）した原稿用紙（電磁的記録）を用い、イラストレーターを用いて、解像度グレースケール350 dpi、2階調1200 dpi（推奨）で作成してください。

③ 記載要領

a) 掲載文の記載は、縦書き、横書きいずれの方法でも可です。

b) 枠外「連絡先及び電話番号」欄は、選挙事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

c) 「氏名欄」には、候補者氏名を縦書きで記載してください。

※選挙長が通称を認定した場合は、必ずその通称名で記載しなければなりません。

(本文に氏名を記載する場合も同様)

※氏名欄の余白には、年齢、党派以外は記載しないでください。

※年齢は選挙期日における満年齢を記載してください。

d) 使用する文字等の制限はありませんが、本文欄に図画、図表、イラストレーション等を掲載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計が、本文欄の面積の概ね2分の1を超えてはなりません。

e) 使用する図等は候補者の責任において掲載し、著作権の侵害がないよう留意してください。

f) 掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう文言を記載してはなりません。

g) 掲載文が、制限された事項に違反しているとき、文字が著しく小さいとき、又は印刷した場合不鮮明になる恐れがあるときは、掲載文の訂正を求めることがあります。

※選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版により縮小印刷しますので、カラーであっても白黒印刷をします。紙媒体、データ提出のどちらの場合も白黒で作成しない場合、赤や黄色が薄くなることがありますので、十分配慮のうえ、作成を行ってください。

3 選挙運動用ビラの頒布

(1) 規格、数量

① ビラの規格

長さ29.7cm、幅21cm（A4版両面刷り）以内のもの。

② 頒布できるビラの種類及び枚数

2種類以内 市長16,000枚 市議4,000枚まで。

(2) 記載内容等

- ① 記載内容については制限がありませんが、虚偽の事項、利害誘導、名誉毀損にわたるような内容を記載した場合は罰せられことがあります。
- ② ビラには、必ずその表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人の場合はその所在地と法人名）を印刷または記載しなければなりません。
- ③ 市選管事務局が交付する『選挙運動ビラ証紙』を貼らなければなりません。

(3) 頒布方法等

立候補の届出が受理されてから、下記のいずれかの方法により頒布することができます。

- ① 新聞折込みによる頒布
※不特定の者に無差別に配布される新聞への折込み、路上、駅頭での立売りや販路拡張のために各戸へ配布したり、売り歩いたりする新聞への折込み、臨時の号外への折込み等不特定の者を対象とする頒布はできません。
- ② 選挙事務所内の頒布
- ③ 個人演説会の会場内での頒布
- ④ 街頭演説の場所での頒布

(4) ビラ証紙の交付申請方法

選挙運動用ビラ証紙交付票に必要事項を記入の上申請してください。

選挙運動用ビラ届出書に必要事項を記載のうえ、ビラの見本1枚（2種類作成した場合は各1枚）を添付して提出してください。

第7 事前審査

立候補の届出、受付の事務を円滑かつ迅速にするために、次のとおり、届出書類等の事前審査を行います。なお、事前審査への参加は各候補者につき2人までといたします。内容を説明できる方が持参してください。

1 事前審査の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月25日(木)

a) 立候補届出事務説明会出席者 午後1時30分～午後4時30分

b) a以外の人 午後4時30分～午後5時

※aの方には事前に受付時間をお知らせいたします。

※bの方は事前に選管事務局までご連絡ください。

(2) 場所 嬉野市役所塩田庁舎 3階 3-2会議室

※1回の審査で終わらない場合、2回、3回と不備が無くなるまで審査が終わるまで行います。1月9日(金)が事前審査完了目標日です。

2 お持ちいただくもの

- 候補者届出書類一式(5ページ参照)
- 選挙公報掲載分原稿及び写真
(正副2セットご持参ください。データ提出の場合はCD-Rをご持参ください)
- 選挙運動用ポスター(1枚)※作成される方のみ。
- 選挙運動用ビラ(1枚)※作成される方のみ。
- 選挙公営に係る契約書、届出書など
- 政治団体確認申請書※確認団体の申請をされる方のみ。
- 政治活動用ポスター※確認団体の申請をされる方のみ。
- 候補者届出書等に押印した印鑑

第8 文書図画による選挙運動一覧表

	文書	数量	規 格	注意事項	根拠法令
選挙事務所	ポスター立札看板	通じて3枚以内	350cm×100cm以内	・「選挙事務所」を表示するためのものでなければならない。 ・選挙事務所から離れた場所に掲示することはできない。	法 143①-1 法 143⑦ 法 143⑨ 法 143⑩
	ちょうちん	1個	高さ85cm 直径45cm以内		
個人演説会外	ポスター立札看板	通じて2枚以内	273cm×73cm以内	・掲示責任者の住所、氏名を記載しなければならない。	法 143① 法 143⑧ 法 143⑨ 法 143⑩ 令 110
	ちょうちん	会場内外を通じて1個	高さ85cm 直径45cm以内		
個人演説会内	ポスター立札看板	制限なし	制限なし		
	ちょうちん	会場内外を通じて1個	高さ85cm 直径45cm以内		
選挙運動用車	ポスター立札看板	制限なし	273cm×73cm以内	・記載内容についての制限はない。 ・取り付け方によっては、道路交通法に抵触するおそれがある。	法 143①-2 法 143⑨ 法 143⑩
	ちょうちん	会場内外を通じて1個	高さ85cm 直径45cm以内		
(候補者使用) たすき 胸章 腕章	制限なし	制限なし		・記載内容についての制限はない。	法 143①-3
選挙運動用 通常ハガキ	(市長) 8,000枚 (市議) 2,000枚			・記載内容についての制限はない。 ・郵便以外の方法で配ることはできない。	法 142①-6 法 142⑤ 法 142⑥
新聞広告	2回	横9.6cm 縦2段組以内		・記載内容についての制限はない。 ・掲載は記事下に限る。 ・色刷り不可	法 149④ 規 19① 規 19⑤
選挙運動用 ポスター	101枚 ※ポスター掲示場1か所につき1枚	42cm×40cm 以内		・掲示責任者及び印刷者の住所、氏名(印刷者が法人の場合はその所在地と法人名)を記載しなければならない。	法 143①-5 法 144④ 法 144⑤ 法 144の2⑧
選挙運動用ビラ	(市長) 16,000枚 (市議) 4,000枚	A4版 両面刷り 2種類以内		・頒布責任者及び印刷者の住所、氏名(法人の場合はその所在地と法人名)を記載しなければならない。	法 142①-6 法 142⑥

第9 選挙運動費用の主な制限

1 選挙運動費用の制限額 (R 7.9月現在の登録者数による計算参考)

【市長選】 人数割額 × 名簿登録者数 + 固定額 = 4,754,000 円

(81円) (20,419 人) (310万円) ※100円未満切上げ

【市議選】 人数割額 × 名簿登録者数 ÷ 候補者数 + 固定額 = 2,839,400円

(501円) (20,419 人) (16人) (220万円) ※100円未満切上げ

2 選挙運動費用の実費弁償及び報酬の最高額

区分		報酬	実費弁償			
			鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給することができない			1食につき 1,500円	
	使用前に届出をした ①選挙運動のために 使用する事務員※1 ②車上運動員※2 ③手話通訳者 ④要約筆記者 使用できる人数の上限 【市長選】1日12人まで (期間を通じて異なる者 60人を超えない範囲) 【市議選】1日9人まで (期間を通じて異なる者 45人を超えない範囲)	①1人1日につき 15,000円以内 ②・③・④ 1人1日につき 20,000円以内 (超過勤務手当は、 支給することができない。)	実費額	1夜につき 23,000円 (食事料2食分 を含むため 宿泊した場合 は、他に2食 分の弁当料の 弁償をうける ことはできな い。)	1日につき 4,500円 (弁当を提供 した場合は、 この弁当料 から提供し た弁当の実 費額を差し 引いた額以 内を支給す る。)	1日につき 1,000円
	労務者※3	1人1日につき 10,000円以内 (超過勤務手当は、 上記の額の5割 以内、弁当を 提供した場合は、 この報酬額から 提供した場合の 実費額を差し引 いた額を支給 する。)	上記に同じ	1夜につき 20,000円 (食事料は含 まない。こ れは弁当料 が支給でき ない趣旨と 同じ。)	支給するこ とができな い。 (弁当を提供 した場合は、 報酬から差 し引く。)	支給するこ とができな い。 (通常用い る程度の 茶菓は提 供できる。)

(注1) 支出の限度額及び選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に支給される実費弁償の支給額には、消費税相当額を含みます。

(注2) 実費弁償は、実際に要した額を超えて支給することはできません。

※1 選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等、直接人に働きかける行為を行う者は含まれない。

※2 いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者。

※3 選挙運動を行うことなく、立候補準備及び選挙運動に付随して行う単純な機械的な労務に従事する者。

例：宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転 等

3 主な選挙運動の種類

運動の種類	内 容
運動の期間 (法第129条)	選挙運動は、候補者の届けのあった日（受理後）から選挙の期日の前日まででなければ、することができない。
選挙運動のできない人 (法第135条~137条の3)	<p>1 投票管理者、選挙長（開票管理者）は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができない。</p> <p>2 次の特定公務員は、在職中、選挙運動をすることができない。</p> <p>(1) 選挙管理委員会の委員及び職員</p> <p>(2) 裁判官</p> <p>(3) 檢察官</p> <p>(4) 会計検査官</p> <p>(5) 公安委員会の委員</p> <p>(6) 警察官</p> <p>(7) 収税官吏及び徴税の吏員</p> <p>3 次の者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役職員</p> <p>(2) 公庫等の役職員</p> <p>(3) 不在者投票管理者</p> <p>4 教育者（学校の長及び教員）は、教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>5 満18歳未満の者は、選挙運動をすることができない。</p> <p>6 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。</p>
戸別訪問の禁止 (法第138条)	<p>何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。</p> <p>（選挙運動の期日前であっても、期日中であっても禁止）</p> <p>1 単に1戸を訪問しても2戸以上を訪問する目的を持っている場合は、戸別訪問となる。</p> <p>2 演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党名等を言いあるく行為は、禁止行為に該当する。</p>

選挙事務所 (法第130条他)	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置者は、候補者又は推薦届出者でなければできない。 2 選挙事務所を設置又は異動したときは直ちに選管に届け出なければならない。 3 選挙事務所の数は、候補者1人につき1箇所である。 4 投票当日(1月23日)には、投票所を設けた場所の入口から300メートル(直線距離)の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は投票前日までに300メートル以外の区域に移動しなければならない。 5 選挙事務所には次のものを掲示することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 種類 ポスター、立札、看板、ちょうちんの類 (2) 規格 ポスター、立札、看板 縦350cm×横100cm以内 ちょうちんの類 高さ85cm×直径45cm以内 (3) 数量 ポスター、立札、看板の類は通じて3個以内 ちょうちんの類は1個 (4) 記載内容 事務所を表示するもの (5) 掲示場所 事務所の所在地に限られる (6) 投票当日も掲示しておくことができる。
休憩所等 (法第133条)	休憩所等は選挙運動のため設けることができない。
飲食物の提供の禁止 (法第139条)	<p>何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物(料理、弁当、ジュース等)を提供することができない。ただし、次のものは除かれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子 2 選挙運動に従事する者(選挙運動員、事務員、運転手)に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所でわたすもの。 <p>※提供できる弁当の制限額 15人分(45食) × 7日(選挙の期日の告示日から投票日の前日までの日数) × 1,500円(1人1食分) = 472,500円(315食)</p>
選挙運動用自動車の使用 (法第141条)	選挙運動のために自動車を使用することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1 使用できる数 候補者1人につき、1台(選管が交付する表示旗を着けること)

(令第109条 の3)	<p>※立候補受付前は使用できることに注意。</p> <p>2 自動車の種類</p> <p>(1) 乗車定員10人以下の乗用自動車</p> <p>(2) 乗用定員4人以上10人以下の小型自動車（バン型の貨客兼用のもの）</p> <p>ただし、(1)(2)とも上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは使用できない。</p> <p>(3) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの。</p> <p>ただし、上面、側面、又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できない。</p> <p>3 自動車に掲示できる文書図画</p> <p>(1) 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>(2) 規格</p> <p>①ポスター、立札及び看板の類 縦273cm×横73cm以内</p> <p>②ちょうちん 高さ85cm×直径45cm以内</p> <p>(3) 数量</p> <p>①ポスター、立札及び看板の類 制限なし</p> <p>②ちょうちん 1個</p> <p>(4) 記載内容 制限なし</p> <p>4 選挙運動用として自動車に看板等の文書図画及び拡声機を取り付ける場合は、警察署の許可を得ること。又、道路交通法に違反するがないように警察署の指示を受けておくことが適当である。</p> <p>5 乗車できる人数</p> <p>候補者、運転手1名の他市選管が交付する乗車用腕章をつけた運動員4名以内（最大6名以内）。</p> <p>6 車上での選挙運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行中の自動車の上では、選挙運動はできない。ただし、連呼行為は許されている。 ・停止した自動車の上では、選挙運動のための演説（街頭演説用標旗をつけること。）及び連呼行為はできる。ただし、午前8時から午後8時までに限る。学校・病院・その他療養施設の周辺においてはマイクの音量を落すなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければならない。
----------------	---

拡声機 (法第141条)	候補者1人につき、一揃使用できる。(表示旗をつけること)ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に一揃使用できる。(電池式メガホンも拡声機とみなされる。)
選挙運動用ポスター (法第144条の2第8項)	<p>選挙運動のために掲示できるポスターは、次のとおりである。</p> <p>1 数量 候補者1人につき、101枚(ポスター掲示場の数)</p> <p>2 規格 長さ 42cm×幅 <u>40cm以内</u></p> <p>3 記載事項 表面に掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名を記載しなければならない。その他は制限なし。ただし、虚偽事項、利害誘導、名譽棄損等罰則に触れるようなことはいけない。</p> <p>4 掲示できる期間 立候補の届出が受理されてから投票当日まで。</p> <p>5 貼替え 立候補の届出が受理されてから投票の前日まで。投票当日は、貼り替えられない。</p> <p>6 掲示場所 掲示できるのはポスター掲示場のみである。</p> <p>7 掲示する区画 立候補の受付番号がポスター掲示場の区画番号となる。自分の受付番号に対応する番号の区画内に貼ること。なお、区画番号は、市内すべて同一で、右側上段から下段の順に、順次左へ一連番号となっている。</p>
選挙運動用通常葉書 (法第142条第1項第6号)	<p>選挙運動のために頒布できる文書図画は「選挙用」の表示を受けた通常葉書、選挙運動用ビラだけである。</p> <p>1 数量 候補者1人につき【市長選】8,000枚以内 【市議選】2,000枚以内</p> <p>2 入手方法 選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に日本郵便(株)武雄郵便局へ提示して、「選挙用」の表示をしてある官製葉書の交付を受ける。その費用(郵便料)は、公費負担であり、選挙運動費用に計上しない。 手持葉書を使用する場合は、上記「証明書」とともに郵便局に差し出し、「選挙用」の表示を受ける。この場合は、葉書代、</p>

	<p>印刷費は選挙運動費用に計上する。</p> <p>3 発送方法 日本郵便(株)武雄郵便局の窓口に差出票を添えて、差し出す。 ポストに投函したり、郵便によらず手渡したりすることはできない。</p> <p>4 使用できる期間 投票当日に着くような発送はできない。 (選挙運動は投票の前日までのため。)</p> <p>5 宛名の記載が「○○会社御中」等とある場合は、文書の回覧の 禁止に触れるので注意する。</p>
新聞広告 (法第149条第4項)	選挙運動期間中、自己の選挙運動のために候補者の負担により新聞を利用することができます。掲載できるのは選挙期日の前日まで。
個人演説会 (法第161条~164条の4)	<p>候補者は政見の発表等選挙運動のために個人演説会を開催することができる。(候補者以外の者も当該候補者の選挙運動のために演説することができる。)</p> <p>1 個人演説会を開催できるのは、候補者に限られている。</p> <p>2 回数に制限はない。</p> <p>3 公営施設(公民館、学校等)を使用して個人演説会を開催する場合は、開催日2日前までに「公営施設使用の個人演説会開催申出書」を市選管に提出しなければならない。 この場合は、会場使用料は同一施設(設備も含む)ごとに1回に限り公費負担、その他は候補者負担である。 使用時間は、公営施設使用の場合1回について5時間以内、公営施設以外の施設使用については使用時間の制限はない。 公営施設以外(自治公民館、個人の住宅等)の施設を使用する場合は、その施設の管理者と交渉して、その承諾を得て開催することができる。この場合は選管に申出をする必要はない。</p>
街頭演説 (法第164条の5~164条の7)	<p>市選管が交付する「街頭演説用標旗」を掲げて街頭で演説をすることができる。</p> <p>1 街頭演説をすることができる者と、その選挙運動に従事する者は、次の者に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者 ・乗車用腕章をつけた者4人 ・街頭演説用腕章をつけた者11人 <p>2 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限られる。</p>

選挙期日後のであいさつ行為の制限 (法第178条)	<p>選挙の期日後、当選又は落選に関し、あいさつをする目的をもって次の行為をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸別訪問 2 文書図画の頒布又は掲示 ただし、自筆の信書及び祝辞、見舞等の答礼のためにする信書は除かれる。 3 新聞、雑誌の利用 4 放送施設を利用して放送すること 5 祝賀会の開催 6 気勢を張る行為 7 当選に対する答礼のため、当選人の氏名又は政治団体の名称を言い歩くこと
選挙運動用ビラ (法第142条)	<p>選挙運動のために頒布できる文書図画は「選挙用」の表示を受けた通常葉書及び選挙運動用ビラだけである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量 市選管に届け出た2種類以内のビラ (法第142条) 候補者1人につき、【市長選】16,000枚以内 【市議選】4,000枚以内 2 規格 長さ 29.7cm × 幅 21cm 以内 (A4版) 3 記載事項 頒布責任者及び印刷者の住所・氏名を記載しなければならない。 その他の制限はなし。ただし、虚偽事項、利害誘導、名誉棄損等罰則に触れるようなことはいけない。 4 証紙の貼付 市選管の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。 5 頒布方法 次に掲げる以外の方法では頒布することができず、また散布することができない。 ①新聞折込による頒布 ②選挙事務所内における頒布 ③個人演説会の会場内における頒布 ④街頭演説の場所における頒布 (演説者がその場所にとどまり、所定の標旗を掲げる場合)

